

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第13号

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の表以外の部分中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項の表中「年報酬」を「年額」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の1項を加える。

4 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

水火災の場合 1日につき 8,000円

警戒の場合 1日につき 3,000円

訓練その他の消防団活動の場合 1日につき 1,900円

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、団員」を「団員」に改

め、同項を同条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、この条例による改正後の鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例は、同日以後に職務に従事した場合の報酬及び費用弁償の支給について適用する。